平成２５年（フ）第９２号
熊本県八代市松崎町413番地６
債務者　橋本かおり
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２０９７号
横浜市南区永田北２丁目10番10―312号
債務者　山崎　　治
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３４号
横浜市金沢区六浦４丁目６番５―104号
債務者　西田　宏行
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３８号
神奈川県大和市下鶴間２丁目３番20号　ハイライフ大和205号
債務者　富永雄一郎
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７０号
横浜市旭区中希望が丘64番地44　井上マンション102号室
債務者　伊賀　美記
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６９号
横浜市保土ケ谷区境木本町14番１号　若葉ハイツⅡ203号
債務者　圓谷　美和（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７６号
神奈川県綾瀬市小園1306番地２　第１大川ハイツ205
債務者　五十嵐芳弘
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６２号
北海道旭川市春光６条４丁目９番13号　下宿春光２―７ハイツ
債務者　白川　昌久
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６９号
北海道旭川市春光台４条１丁目１番４号　ユニオンハイツ
債務者　佐々木のりこ
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７０号
北海道旭川市南３条通24丁目101番地の64　サンシャイン南３条102
債務者　岡崎　香季
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０６３号
東京都小平市花小金井５丁目52番10―202号
債務者　吉田　亜子（旧姓矢代）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９６８号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1110―606
債務者　小島　　孝
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０２０号
横浜市南区真金町２丁目20番地　あづま荘201
債務者　エトラタ　グロリア　ガブリエル（旧姓ナバロ）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５号
熊本県山鹿市山鹿1750番地
債務者　甲斐　高博
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
釧路市鶴野東３丁目31番１号
債務者　金岩久美子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前９時30分
釧路地方裁判所